

Title	中ソの「人民民主主義」論(二): 中ソ関係の一考察
Sub Title	China and Soviet theory of "people's democracy" (2)
Author	平松, 茂雄(Hiramatsu, Shigeo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1964
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.37, No.5 (1964. 5) ,p.21- 41
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640515-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中ソの「人民民主主義」論 (二)

—中ソ関係の一考察—

平 松 茂 雄

第一章 問題の所在

第二章 中華人民共和国成立前における理論的諸問題

第一節 背景

第二節 「人民民主主義」理論の形成と発展

第三節 毛沢東と「新民主主義」理論 : ……以上前号

第三章 中華人民共和国の成立と中国の「人民民主主義」

第一節 スターリンと中国の「人民民主主義」

第二節 「人民民主主義」と「人民民主主義」

第四章 スターリンの死と中国の「人民民主主義」

第一節 スターリンの死と中ソ関係

第二節 中国における社会主義への「過渡期」の特質 (一)

第三節 中国における社会主義への「過渡期」の特質 (二)

第五章 フルシチョフと中国の「人民民主主義」

第一節 フルシチョフ路線の形成 : ……以下次号

第二節 二十回大会と社会主義への中国の道

第三節 中共八中全会と中国の「人民民主主義」

第六章 結 論

第三章 中華人民共和国の成立と中国の「人民民主主義」

第一節 スターリンと中国の「人民民主主義」

第二節 スターリンと中国の「人民民主主義」

スターリンの存命中、中華人民共和国にたいするソ同盟のイデオロギーの評価には、過去の中ソ関係——とくに一九二四—二七年の

それが濃厚に投影している。(1)

新しい国家をいい表わすために、ソ同盟は「人民民主主義」という概念を用いたが、東欧諸国の人民民主主義におけるような社会主義建設の段階に達しているとはみなしていなかった。すなわち一九四八年以後に再検討された「人民民主主義」理論が、そのまま適用されたのではなかった。たとえば、一九四九年十月号の『ポリシエ

ヴィク」誌は次のように論じている。

「この権力は、外国帝国主義に反対する方向のゆえに性格上反帝國主義であるが、しかしながら中国の新しい発展を阻止する国内の封建制度に反対する方向のゆえに反封建権力である。現在の観点からみて、中華人民共和国の人民民主主義制度は、非資本主義すなわち社会主義的發展への過渡期である。」

この見解は、次に引用するスターリンの演説をそっくりそのままくり返しのでたものであるにすぎない。すなわち一九二六年十一月に開かれたコミンテルン中国委員会で、スターリンはこういつてゐる。

「私の考えでは、中国におけるきたるべき革命権力は、その性格からいえば、だいたいにおいて一九〇五年にわが国で語られたような権力、すなわちプロレタリアートと農民の民主主義的独裁のようなものを思い起させるだろうが、しかし中国の権力は、主として反帝國主義的な権力となるだろうという違いがある。それは、中国の非資本主義的な發展への、より正確に言えば社会主義的な發展への過渡的な権力となるであらう。」

中国革命の当面の任務が中国を統一し、近代化して、国家の独立を達成することであり、社会主義を実現することではないと考えていたスターリンは、中国革命がブルジョア民主主義革命であると同時に反帝國主義的の革命であるとの「特殊性」から出発し、中国が社会主義へ非資本主義的な發展をなす「可能性」を許容し、ブルジョア民主主義革命段階を社会主義革命段階からげんみつに区別し、こ

れ等の歴史的諸段階の跳躍を不可能とみなしたのである。周知のようにこのテーゼは、中国共産党の中国国民党との合作を批判し、「ソヴィエト権力」の即時樹立を主張するトロツキーのあいだに激しい論争を惹起した。それゆえスターリンの右のテーゼを逸脱した見解を主張することは、きわめて危険であつた。事実スターリンのこの神秘的な予言を強調することが、一九四九年から五三年三月のスターリンの死までのあいだ、中国を論ずるソ同盟専門家の主要な任務の一つとなつた(後述)。

彼等のなかで、スターリンのテーゼを發展させ、中国の「人民民主主義」についてかなり明瞭な理論を展開したのは、ジュエーコフであつた。中華人民共和国成立直前の一九四九年六月に開かれた「第二次大戦後の植民地・半植民地諸国の民族解放闘争」という科学アカデミーの学術会議で、ジュエーコフは「世界的規模における敵対的階級勢力の背離、二つの陣営の形成とそのあいだの闘争、およびすべての進歩的勢力の城砦としてのソ同盟の全世界史的役割などは、労働者階級が大多数の植民地・従属諸国における民族解放運動の指導者となつたことの大なる原因である。…このことは、人民民主主義革命が容易に民族解放闘争の一形態となり、植民地革命の一形態となりうるものであることを意味している」とのべたのち、植民地・従属国の「人民民主主義」の性格を次のように説明した。

「帝國主義の抑圧から解放されつつある植民地・従属諸国の人民民主主義と、東欧諸国の人民民主主義とを区別する諸特殊性を無視することは正しくない。第一の主要な差異は次の点にある。す

なわち植民地・従属諸国においては、その文化的経済的發展はとくにおくれており、帝國主義によつて故意に阻害されているということがある。したがつて、これ等諸国における人民民主主義が当面しているブルジョア民主主義的課題の範圍は、植民地的抑圧をしない……發展している諸国におけるよりはるかに広いものとなるのであらう。……植民地・半植民地における人民民主主義革命の諸發展段階は、各国の歴史とか、国内・国外の階級的勢力關係の具体的特殊性によつて規定されるのであらう。⁸⁾

ジューコフは、東欧の「人民民主主義」と中国（一般に植民地・従属國）の「人民民主主義」とのあいだの相違を認め、その相違を發展段階のそれとして把握した。

それでは、中国の「人民民主主義」は将来、すなわち社会主義への「過渡期」においても「特殊」なのであらうか。答は「否」である。ジューコフはいう。

「社会的發展の一般法則は、アジアにおいてもヨーロッパにおいても同様である。ただ、その發展の速度の差異と具体的な形態の差異があるだけである。この意味において、アジアの人民民主主義はその基本的性格において、ヨーロッパの人民民主主義となんら異なるものではない。」（傍点は引用者）

このようにジューコフによれば、中国の「人民民主主義」は現段階では東欧のそれと違つて、まだ「プロレタリアート独裁」ではない。ジューコフの論文では、中国の「人民民主主義」がいずれ「プロレタリアート独裁」へ変革されるとはのべられていないが、しか

し将来すなわち社会主義への「過渡期」において「プロレタリアート独裁」がうちたてられねばならないことは、十分に明白である。中国は社会主義への移行にさいして、ブルジョアジーと地主にたいする激しい階級闘争をへなければならぬ。中国の「人民民主主義」の發展には、ただ一つの道——「ソ同盟の道」があるのみである。⁹⁾右のようなジューコフの研究を基礎として、一九五〇年秋、中国の「人民民主主義」に関するソ同盟の立場が明確に形成された。すなわち同年九月二十三日付「プラウダ」紙は、「中国の人民民主主義について」と題する論文（無署名）を掲げ權威をもつてこの問題に答えた。

「中華人民共和国が人民民主主義国家であり、全民主主義陣營と共通した目的と課題のために闘つていることを認めるとともに、中国と東欧諸国の人民民主主義との差異を認めないわけにはいかない。もちろん東欧の人民民主主義政権は……プロレタリアート独裁の機能を果している。中国の人民民主主義は、現段階ではプロレタリアート独裁の形態ではない。現在の中国では、まだ社会主義建設は直接の課題として掲げられていない。」（傍点は引用者）

「現在中国で行われている政治・経済改革の目標は、ブルジョア民主主義革命の課題の完遂にある。革命が全国的規模で勝利したため、ほとんど全土におよぶ帝國主義やその手先きの支配に終止符がうたれた。これによつて、ブルジョア民主主義革命の任務の一つ——民族解放・反帝革命が達成された。中国革命の反封建的課題はまだ完全に解決されていない。反帝革命が勝利した革命の

予先きは、国内の人民民主主義的課題の解決、反封建革命つまり農業革命の完遂に向けられている。」

こうしたソ同盟の見解は、中国が一九五三年秋に「過渡期の総路線」をうちだすまで変らずにくり返し主張された。⁽¹³⁾

ところで、中国を「人民民主主義」の範疇におしこめることがソ同盟の中国専門家の任務であつたといへ、そのことは、ソ同盟が東欧諸国に強制した政策を現実に中国にもおしつけたことを意味するものではない。⁽¹⁴⁾一九四八年のチトー事件は、ソ同盟に実に貴重な経験を与えた。すなわち一九四九年までにスターリンは、「チトーとの分裂という事件で大きな誤謬を犯したこと、人民のなかに強力な権力基盤をもっている共産党は、モスクワを神殿として崇拜することにたいして抵抗する内的な力を発展させていることに気づいた」⁽¹⁵⁾にちがいない。

一九四八年までに、ユーゴスラヴィアを除いた東欧の人民民主主義諸国では、この事件は制度およびイデオロギー両面での「ソウイェト」支配の強化に導いた。⁽¹⁶⁾しかし東欧諸国と違いユーゴスラヴィアと似て——いやそれ以上に、中国共産党は四九年の革命達成まで独自の成長コースをたどり、ソ同盟からとりたてていくべきほどの理論上の指導も実際の援助もうけていない。⁽¹⁷⁾したがって、ユーゴスラヴィアと非常に性格のよく似ている共産主義中国の出現という歴史的な大事件は、スターリン主義体制にふたたび重大な問題を投げかけたのである。⁽¹⁸⁾もちろんソ同盟に直接依存しない党あるいは国家の存在は、それだけでソ同盟との衝突の原因とはならない。⁽¹⁹⁾スターリ

ンは(毛沢東もまた)、チトーとの苦い経験から「中国との関係が、ソ同盟とユーゴスラヴィアとのあいだにかつて存在した関係と非常に類似していることに気づき、不必要な緊張を最小限にとどめようと努めた」⁽²⁰⁾のであろう。

このように、中国に組織的な支配を強制することはなにも試みられなかつたかわりに、ソ同盟のイデオロギー上の優位が主張された。⁽²¹⁾中国の「人民民主主義」に関するソ同盟の見解にみられるきわだつた特徴の一つは、中共勝利のすべての理論的な基礎がスターリンによつて設定されたということを、再三再四にわたつて強調していることである。

「同志スターリンは、中国の経済と政治の発達の特殊性、中国革命の勝利の条件・見通し・性格・特殊の道について鋭い分析を行つた」⁽²²⁾。

「……その後の事件の発展は、ことごとく中国革命の性格と推進力に関するスターリンの天才的な分析を確証した」⁽²³⁾。

「同志スターリンは、中国革命を革命運動の二つの流れ——封建遺制に反対するものと帝国主義に反対するもの——が合流したものとみなして、この革命の勝利の結果うちたてられるであろう権力の性格を天才的に予言した」⁽²⁴⁾。中国における諸事件は、同志スターリンが予言した通り発展した」⁽²⁵⁾。

ソ同盟は、毛沢東がマルクス・レーニン主義に創造的な貢献をなしたという中共の主張をまったく認めなかつた。⁽²⁶⁾ソ同盟の説明では、毛沢東はせいぜいスターリン理論の優れた実践者であるにすぎ

なかつた。⁽²⁵⁾

中国を「人民民主主義」の範疇におしこめようとしたのは、「将来の発展に関して企図された中国にたいする柔和なイデオロギー上の拘束のように思われる。それは中共政権にたいし、社会主義への『特殊な道』について語ることを慎しむべきであるという注意となっている。それはまた、ソ同盟のモデルが『社会主義への過渡的段階』における決定的な必須条件であり、このモデルからのいかなる逸脱もイデオロギー的脆弱性の自証的兆候であると警告した。またそれは、アジアの他の共産党にたいする警告となつてゐる。すなわち、中国はアジアにたいしいかにして権力を獲得するかを示しているかも知れないが、ソ同盟はアジアにいかにして社会主義を達成するかを示すことができる。」⁽²⁷⁾ たしかにペロフ教授が指摘しているように、「ソ同盟の道に正しく沿つて内部的に発展してゆくことが中国にとつて必要である」ということは、中国人が声明するよりもロシア人によつて強調された⁽²⁸⁾といつても、けつしていいすぎではないのである。

- (1) この時期における中ソ関係については次の著書を参照。 Benjamin Schwartz, "Chinese Communism and the Rise of Mao," 1951. Harvard. Conrad Brandt, "Stalin's Failure in China, 1924-1927," 1958. Harvard. 石川忠雄『中国共産党史研究』、昭三四年、慶応通信。かんとんには Hugh Seton-Watson, "From Lenin to Khrushchev: the History of World Communism," 1960, New York, pp. 136 ff.

中ソの「人民民主主義」論

(2) Kowalev, "Велькая Историческая Победа Китайского

Народа." *Большевик*, 1945 г. no. 18, стр. 51.

(3) スターリン「中国革命の見通しについて」、全集、第八卷四一—一二頁。

(4) 註(2)で掲げたブランドン教授の著書はこの論争をスターリンとトロツキーとの指導権争いから詳細に論じたものである。スターリンの見解については、註(3)の論文のほか「中国革命の諸問題」(二七年四月二十一日)全集、第九卷、「中国革命とコミンテルンの任務」(二七年五月二十四日)全集、第九卷、およびこれ等の報告に基いて採択されたコミンテルンの諸決議「中国における情勢の問題に関する決議」(いわゆる十二月決議)、「中国問題に関する決議」(五月決議)(これ等の決議は波多野乾一編『中国共産党史』、昭三六年、時事通信社、第一巻所収)。トロツキーの見解については「中国革命における階級関係」(二七年四月三日)、「中国革命と同志スターリンのテーゼ」(二七年五月十七日)、『トロツキー選集』第六卷、昭三六年、現代思潮社所収)の論文をみよ。

(5) チェルニロフスキーはその著『中華人民共和国の国家構造』(Черниловский, "Государственный строй Китайской Народной республики," 1951 г., стр. 94.)で、「中国革命は根本的にブルジョア民主主義革命と異なるものであり、いまや(終始一貫してとはいえないが)社会主義革命の任務を遂行している」とのべたため、『イズヴェスチヤ』紙上でロコフから「人民民主独裁とプロレタリアート独裁との相違を理解していない」と痛烈に批判された(Рогов, "Гулганица в важных вопросах," *Известия*, 27 января 1952 г., стр. 3.)。この問題は、五一年十一月科学アカデミーで開

かれた「アジアにおける人民民主主義の本質と特殊性」と題する学術会議で、相当重要と考えられたようである。この会議では、人民民主主義革命の社会主義革命への成長転化が討議され、それに關してマルチーノフの「人民民主主義のブルジョア段階から社会主義段階への移行は、円滑に達成されるものではなく、革命を放棄した一時的な同伴者との激しい闘争の道である」という正統の主張と、次にあげるエレンブルグの中国の現実を考慮にいれた見解とがあつた。すなわちエレンブルグは「今日中国における革命の勝利という条件のもとにおいて、革命の成長転化という理論的な問題はかなり明確になつてきた」ことを指摘したのも、次のように述べた。「プロレタリアートと中農……との同盟が将来より強固にならないとみなす理由はない。この事情は、中国のきたるべき社会主義革命の特別な条件のもとにおいては、中農の中立化という問題は生じえないと考える考慮を与え、それゆゑ「最初の反帝・反封建段階で権力を握つたプロレタリアートは、革命の第二段階すなわち社会主義段階へ進むにさいして、権力を掌握する必要すなわち新しい第二の革命を遂行する必要に直面せねばならぬことではないであらう」。「中国革命の条件での成長転化は、社会主義革命にいたるまで多くの中間の段階を漸進的に移行する長期の過程をとるだらう。成長転化はたんに現存の権力の革命的転覆の必要を意味しないだけでなく、それはこの権力の直接の影響のもとに起るであらう」(ソ同盟科学アカデミー彙報、歴史・哲学シリーズ、一九五二年一号、勝部元・安藤正明編『人民民主主義国家論』昭二九年、三一書房、一九二―三頁)。

(6) この会議での報告は『経済学の諸問題』誌一九四九年九月および十月号に収録されている。

(7) シューロフ「第二次世界戦争後の民族的植民地人民に關する諸

問題」、『新時代』第六号(昭二五年十二月)二頁。

(8) 同二頁。

(9) 同二頁。

(10) Benjamin I. Schwartz, "China and Soviet Theory of People's Democracy," *Problems of Communism*, 1954, no. 5, p. 13.

(11) シューロフは、同じく科学アカデミー太平洋研究所が出版した『植民地体制の危機——極東アジア諸国民の民族解放闘争』(邦訳、民族問題研究会とあるだけで奥付なし)所載の論文「第二次大戦後の植民地体制の尖鋭化」でも同様の見解をのべている(三四頁)。また同書のマスタフイェフ「半植民地から人民民主主義へ」(二二六頁)も参照。

(12) "О Народной Демократии в Китае," *Правда*, 23 сентября 1950 г.

(13) 主要な論文をあげると次の通りである。コンスタンチーノフ監修『史的唯物論』(一九五一年)、昭二七年、大月書店、上巻四七一―二頁。「アジアにおける人民民主主義の本質と特殊性」(一九五一年一月科学アカデミー東洋研究所で開かれた学術会議の報告)註(5)であげた『人民民主主義国家論』一七八―九頁。Соловья, "Народная демократия как форма политической организации общества," *Большевик*, 1951 г. no. 19, стр. 36-37. Ковалев, "Три года Китайской Народной Республики," *Вопросы Экономики*, 1952 г. no. 10, стр. 96. Масленников, "О характере народной демократии в Китае," *Вопросы Экономики*, 1953 г. no. 3, стр. 58-60. Архуров и Шафр, "Государственное строительство Китайской Народной Республики," *Вопросы*

экономики, 1953 г. no. 3, стр. 58-60. Архуров и Шафр, "Государственное строительство Китайской Народной Республики," *Вопросы*

Философия, 1953 г. no. 2, стр. 44. ヴァルガ『第二次世界大戦後における帝国主義の経済と政治の基本的諸問題』(一九五三年) 昭二九年 大月書店、下巻五五七頁。マズレンニコフ『植民地・半植民地国の民族解放運動』(同編『第二次大戦後の植民地体制』一九五三年所収) 昭二九年、三一書房、上巻二八一—三〇〇頁。アヴァーリン『中国における人民民主主義の勝利』(同書所収) 同九〇—一〇三頁。

なお、中国の人民民主主義についてのソ同盟の見解における「労働民主独裁」論の復活は、人民民主主義理論に新しい展開、すなわち一九四七—八年を「労働独裁」から「プロレタリア独裁」への成長転換点とする人民民主主義の「二段階論」を生んだ。「二段階論」を東欧にはじめて適用したのはルーマニアのデジであるが、東欧はもちろん資本主義諸国、植民地の従属諸国をもふくめて世界的視野で人民民主主義を体承つたのは、さきあげたソボレフであつた。「二段階論」に関する主要な論文は、前掲『人民民主主義国家論』に収録されている。

- (14) Schwartz, "China and Soviet Theory of People's Democracy," p. 13.
- (15) Brzezinski, "Soviet Bloc," p. 132. なおチトー事件とこのドクトル発展をめぐって Adam B. Uiam, "Titoism and Cominform," 1952. Harvard, Charles P. McVicker, "Titoism: pattern for international communism," 1957, New York. かんたんには Brzezinski, op. cit., Chap. 9 を参照。
- (16) このことは、すでに第二章第二節でかんたんに述べた。
- (17) 註(一)の文献をみよ。
- (18) Brzezinski, op. cit., p. 129.

中ソの「人民民主主義」論

(19) ソ同盟とユーゴとのあいだの衝突は、「ソ同盟がそれをひき起すことを選んだからであつた」と、シートン・ワトソン教授はのべている。Seton-Watson, op. cit., p. 285.

(20) Brzezinski, op. cit., p. 132.

(21) Schwartz, "Ideology and Sino-Soviet Alliance," in Boorman and others, "Moscow-Peking Axis: Strengths and Strains," 1957, New York, p. 125.

(22) Koračev, tam že, стр. 42.

(23) Ипалва, там же.

(24) Corobev, там же, стр. 36.

(25) 中共党内では一九四五年の七大会ころから、毛沢東の革命理論を「毛沢東思想」と呼んで、その獨創性およびマルクス・レーニン主義への創造的な貢献を強調している(劉少奇「党について」、劉少奇主要著作集、昭三四年、三一書房、第二卷三八—四六頁)。そしてエドガー・スノーによれば、「毛沢東思想」という言葉をはじめて西欧に伝えたストロング女史は、四九年にモスクワでスパイとして逮捕され、その著書はこの言葉を削除して刊行されたという。スノー「中国はソ連の衛星国となるか」、『朝日評論』昭二四年七月号、二二頁。

(26) Schwartz, "Ideology and Sino-Soviet Alliance," p. 126

(27) Schwartz, "China and Soviet Theory of People's Democracy," p. 13. 一九四九年の革命の勝利によつて、中共は「中国革命すなわち毛沢東の道が植民地・従属国とくにアジアの人民の進むべき道であることを強調した(四九年十一月十二月に北京で開かれた世界労働アジア・大洋州会議における劉少奇の演説) 劉少奇『大衆組織の根本問題』昭三〇年、戦台社、八〇—一頁)。かかる中共の主張の

典型的な例は、五一年七月の中共創立三十年記念のさい発表された一連の論文で、その一つ「中国革命の世界意義」のなかで陸定一は、中国革命を「植民地・半植民地国家の革命」の典型として、「帝國主義国家の革命」の典型であるロシア革命に対置せしめた(日刊労働通信社編『コミンフォルム重要文献集』昭二八年、同社刊、三六二頁)。中国の主張のいかに意味深長であるかは、北ヴェトナムがそのもつともよい例であろう。そこでは、一九五四年にこの「古典的形式」の革命がもう一つの成功に達するからである(一九五一年二月に採択された「ヴェトナム労働党綱領」、三一書房編集部編『各国共産党新綱領集』昭二九年、同社刊、参照)。一方ソ同盟は、中共勝利の直後の時期においては中国の主張を無条件で承認していた(一九五〇年一月二十七日付コミンフォルム機関紙の論説「植民地および従属国における民族解放運動の発展」、前掲『コミンフォルム重要文献集』三一七―一九頁)が、やがて「中国革命をアジアの他の諸国における人民民主主義革命にたいするある種の『基準』とみなすことは軽率である」という見解に変わっている(註(5)と(6)であげた「アジアにおける人民民主主義の本質と特殊性」一七九―一八〇、一八九―一九一頁)。中ソの人民民主主義論を検討するとき、中国革命とアジアの関係をつねに念頭におく必要がある。

(28) Max Belof, "Soviet Policy in the Far East, 1944-1951," 1953, Oxford. 石川忠雄・小谷秀二郎訳『ソヴェトのアジア政策』昭三二年、日本外政学会、四〇九頁。毛沢東が「人民民主独裁について」のなかで、「ロシア人の道を進むこと——これがその結論であつた」とのべているように、中共は「ロシアの道を進む」ことを決して拒否しているのではない。ただ、ソ同盟のいう「ロシアの道」と中共の考えているそれとのあいだには、かなりの違いが存していたよう

である。

第二節 「人民民主独裁」と「人民民主主義」

中国を「人民民主主義」の範疇におしこめようとするソ同盟の試みにたいして、中国はどのように反応したのであるうか。少くともうわべだけは、あるていど暗黙の承諾があつた。すなわち、一九四九年九月二十九日に中国人民政治協商会議(以下政協会議と略)第一期全体会議が採択した『中国人民政治協商会議共同綱領』(以下『共同綱領』と略)は、第一条で「中華人民共和国は、新民主主義すなわち人民民主主義の国家である」と規定している。「新民主主義」と「人民民主主義」の二つの言葉は、容易にとりかえうるものであつた。しかし「人民民主主義」という概念が使われてはいても、毛沢東をはじめこの言葉の現われている文献をよく検討してみると、中国の「人民民主主義」に関するソ同盟の見解と異なつていことがわかる。

中国の規定する「人民民主主義」は、毛沢東の「新民主主義」理論に基いている。すなわち、それは「プロレタリアート独裁」ではなく、プロレタリアートの「支配」下で行われるプロレタリアート・農民・小ブルジョアおよび民族ブルジョアの四階級からなる「人民の独裁」である。毛沢東は、これを一九四九年七月一日の中共創立二十八周年記念演説において「人民民主独裁」と呼んだが、これは彼がすでに『新民主主義論』で規定した「革命的諸階級の連合独裁」をいいかえたものにはかならない。『共同綱領』はその前

文で、

「中国の人民民主独裁は、中国のプロレタリアート・農民階級・小ブルジョアジーおよびその他の愛国的民主分子の人民統一戦線であつて、しかも労働同盟を基礎とし、プロレタリアートの指導するものである。」⁽²⁾

とりたい、また毛沢東はさきの演説のなかで次のように主張してゐる。

「人民とはなにか。中国の現段階では、労働者階級・農民階級・小ブルジョアジーと民族ブルジョアジー、これ等の階級が労働者階級および共産党の指導のもとに団結して自分たちの国をつくり、自分たちの政府を選出し、帝国主義の手先きすなわち地主階級と官僚ブルジョアジー、それからこれ等の階級を代表する国民党反動派およびその共犯者たちに専政を行い独裁を行い……人民のあいだでは民主制度を實行（する）。この二つの面、人民の内部での民主主義の面と反動派にたいする独裁の面とをたがいに結びあわせたのが、人民民主独裁である。」

それでは、中国の将来における「プロレタリアート独裁」のあり方について毛沢東はどのように言及しているか。彼はいつてゐる。

「人民の国家があつてはじめて、人民は、全国的な規模で、民主的な方法によつて、人民自身を教育し改造し、国内や国外の反動派の影響から切り離し、人民自身が旧社会からもつてきた悪い習慣や思想を改造し、人民自身を反動派が誘ひこもうとする誤まつた道に踏みこませないようにするとともに、引き続き前進させ、

社会主義社会・共産主義に向つて発展させることができる。」⁽⁴⁾

「われわれがこの方面で使う方法は、民主的な方法すなわち説得という方法であつて、強制という方法ではない。人民が法を犯せばやはり処罰しなければならぬし、牢獄に入れなければならぬし、死刑にもする。しかしこれは若干の個々の場合であつて、反動階級にたいする一つの階級としての独裁とは、原則的な差異がある。」⁽⁵⁾

とくに民族ブルジョアジーについて毛は、「将来、社会主義を實行する場合すなわち私営企業を国有化する場合には、彼等にたいして教育と改造をさらに一歩進めて行うのである。人民の手には強力な国家機関がある。民族ブルジョアジーの背反をおそれしな⁽⁶⁾い」と論じた。以上の演説のなかで強く暗示されているように、中国の主張する「人民民主主義」では、プロレタリアート以外の「人民」諸階級は社会主義に「教育」され「改造」されるのである。これは明らかに、社会主義への「過渡期」においては激烈な「階級闘争」は不可避であるというソ同盟の見解の破棄である。⁽⁷⁾

社会主義への「中国の道」が、ソ同盟や東欧人民民主主義諸国の道と異なるものであるという毛沢東の見解は、何人かの中国の理論家によつて敷衍された。たとえば許濂新は

「新民主主義国家では、封建的土地所有権をはく奪された地主階級および一部の大ブルジョアジーがさいごの力をあげて新民主主義政権に反対するので、闘争が起らないのでは決してない。……新民主主義国家では、政権は広範な人民大衆に属している。こ

うした政権が保護するものは、少数の搾取者ではなくて、圧倒的大多数を占める労働者人民・インテリ・中小ブルジョアジーおよび土地改革に反対しない進歩的分子である。方式の上からいうと、反動的な地主・大資本家・内戦犯罪者および破壊分子を除き、その他の人民のあいだの相互の矛盾は、合理的な善導の政策によつて処理される⁽⁸⁾。

とのべ、したがつて

「新民主主義国家は、たんに勤労人民の個人経済と国家経済とのあいだの矛盾を処理するさいに、個人経済の改造を助けるという方法によつて処理するばかりでなく、私的資本主義の処理の問題においても、絶滅または一掃の方法をとるものではない。われわれは中小ブルジョアジーの工業を援けねばならないし、また適当な方法を講じてこれ等の私的資本主義を国家資本主義的要素に転化させねばならない。これが調整の問題であり、一気に根絶したり一掃したりする問題ではないのである」⁽⁹⁾

と論じた。

・許瀚新よりもつと明確な見解を展開させたのは、沈志遠であつた。

「この革命の目的は、プロレタリアートの指導のもとに労働者・農民および都市の小ブルジョアジーなどを革命的諸階級の連合独裁の人民民主共和国を樹立することである。そしてこの共和国の政権は、労働者・農民大衆を基礎とし、さらに人民から直接選出された代表によつて行使される。したがつて本質的にいえば、こ

の政権は『特殊な形のソヴィエト民主主義』といわれる政権である。さいごに革命の帰趨についていえば、中国と東欧における新民主主義の勝利は、いずれも平和的に社会主義へ転化する道を切り開く。新民主主義の道は、一步一步社会主義への道へ移行する。これは圧迫された労働大衆が社会主義へ向うまったく新しい方式であり、ロシアの十月革命の方式とは異なつて⁽¹⁰⁾。

中国の新民主主義は、「平和的」に社会主義へ移行する点でソ同盟とはまったく異なつた「新しい方式」であると断定することによつて、沈志遠は一九四八年以後のソ同盟の見解をやすやすと無視したばかりか、中国流に解釈される「新民主主義」の名のもとに東欧の発展をも包含し、さらに「以上がいずれも、中国と東欧諸国における新民主主義の共通点である」と指摘しているのは、まことに興味がある。

要するに「人民民主主義」という概念は、中国によつてしばしば用いられるが（新民主主義や人民民主主義はどひんばんではないが）、それは毛沢東の革命理論である「新民主主義」に不変的に限定されている。最後に、一九四九年九月の政協会議における劉少奇の非常に暗示的な言葉を引用しておく。

「全国人民の革命的大団結は、今日新民主主義を実現するために必要とされるばかりでなく、将来社会主義を実現するときにも、同様に全国人民の革命的な大団結を必要とするものである」⁽¹¹⁾。（傍点は引用者）

(1) アジア政経学会編『中国政治経済綜覧』昭二九年版、一橋書

房、所収のものを使用した。

(2) 第一条にも同様の規定がある。

(3) 毛沢東「人民民主独裁について」、尾崎庄太郎・浅川謙次編訳『毛沢東戦後著作集』昭和三四年、三一書房、六六頁。

(4) 同六七頁。

(5) 同六七―八頁。

(6) 同六八頁。

(7) Schwartz, "China and Soviet Theory of Peoples Democracy," p. 13.

(8) 許濂新「新民主主義経済」(一九四九年新中国書局)、社会科学研究会編訳『社会科学基礎教程』昭二六年、三一書房、統一五〇頁。

(9) 同一五一頁。なお許濂新はこの論文のなかで次のような興味あることをのべている。「中国の新民主主義制度は、基本的には土地革命時代からそして土地改革を履行した区域から始まったものである。しかしそれが比較的とのつた体系で実現したのは、抗日戦時期の陝甘寧辺区であつた。だから世界的にいえば、新民主主義制度の出現は中国が世界各国よりも早かつたのである。この制度のはじまりという点からいふならば、第二次世界大戦が終つたのち新民主主義社会の建設に向つて急速に進んだ東欧諸国は、いずれも中国解放区におけるそれよりもちのことである。」同七五頁。

(10) 沈志遠『新経済学大綱』(一九五〇年三通書房、山下竜三訳『新民主主義経済論』昭二七年、青木文庫、二二頁。

(11) 同二二頁。

(12) Schwartz, op. cit., p. 14.

(13) 前掲『劉少奇主要著作集』第三卷一一頁。

中ソの「人民民主主義」論

第四章 スターリンの死と中国の

「人民民主主義」

第一節 スターリンの死と中ソ関係

一九五三年という年は、中ソのイデオロギー関係に大きな影響をおよぼした二つの事件が起きている。一つは五月三日のスターリンの死であり、一つは六月二十五日の朝鮮戦争の休戦である。中共はこれまでどおり「対ソ一辺倒」政策をとり続けたが、スターリンの死は彼が生きているかぎり至上命令だつた中共のソ同盟にたいする「叩頭」をまつたく不要にした。一方、朝鮮戦争への積極的な参加は中ソ関係における中共の地位を一段と向上せしめ、かつその休戦実現は経済的負担から中国を解放して経済建設に専心することを可能にした⁽¹⁾。スターリンの死後、スターリンの後継者たちは、ソ同盟における指導権の不安定のゆえに、中共にたいしてこれまでにはみられなかつた敬意を払つて毛沢東の權威を利用しようとし⁽²⁾、これに反して、毛沢東の強固な指導権のもとで国内的に安定していた中共は、いよいよその独自性を発揮してゆくのである。

しかしスターリンの死が、ただちに中国の「人民民主主義」の再検討をうながすことはなかつた。彼の死の前後に現われたいくつかのソ同盟の文献は、これまでのものと少しも内容が異なつていない⁽³⁾。そして、スターリンの死後まもなくソ同盟で始められた慎重なスターリン像の破壊とともに、まず中共勝利の理論的指導者としてのスターリンの決定的役割に関する従来の主張を却下することが可能と

なつた。ソ同盟は、中共の強調する「毛沢東思想」、すなわち毛沢東がマルクス・レーニン主義へ創造的な貢献をなしたとする主張に、はじめて承認を与えた。同年十月フエドレンコは、『毛沢東選集』の第三巻を論評してのべた。

「毛沢東のマルクス・レーニン主義への重要な貢献は、帝国主義の没落Ⅱ社会主義の勝利の時代における植民地・従属国の革命の性質に関するレーニンとスターリンのテーゼを彼が独創をもつて発展させたこと、および彼がこの革命の過程で生ずる革命的支配と政治組織の内容に関連する問題を苦心してといたことである。」⁽⁵⁾
一九五四年四月に出版された（おそらく執筆されたのは五三年であろう）『ソヴィエト大百科事典』第二十六巻に掲載の「毛沢東」の

項目は、「帝国主義と国内反動派に反対する闘争の過程で毛沢東の指導のもとにつくりあげられた党の戦略戦術は、マルクス・レーニン主義の一般的教義を中国の具体的歴史的条件、すなわち中国革命という現実⁽⁶⁾に創造的に適用した模範ともいふべきものである。」「毛沢東の著作はマルクス主義の科学を豊富化し、世界の民族解放運動と国際共産主義運動にたいして偉大な理論的実践的重要性を提示している」と記した。また十二月二十六日毛沢東の六十歳の誕生日にさいして、ソ同盟の指導者たちは次のようなあいさつを送つて、彼をほめたたえた。

「国内反動派および帝国主義の圧迫に反対する困難なきびしい長い闘争のなかで、また現在中央人民政府主席の地位にある貴下は、つねに自己のすべてを、人民への奉仕すなわち労働者階級の

闘いの勝利と社会主義のための闘いに捧げてきた。貴下は、マルクス・レーニン主義の理論と中国の反帝国主義革命および新しい人民民主主義中国の建設とを結びつけ、マルクス・レーニン主義の教義を創造的に発展させた。貴下は、中国とソ同盟の人民の永遠の友誼の旗手である。」⁽⁸⁾

こうしたソ同盟の中国にたいするイデオロギー的評価の変化は、一九五四年にはいと中共の見解を完全に承認する方向へ動いてゆく。これについては次章第一節で論じるが、その間中国では、ソ同盟の立場を全面的に変更せしめるにいたる重大な事態が進行していた。それは「過渡期の総路線」である。

スターリンの死後、中ソのイデオロギー関係に現われたもつとも重要な要素の一つは、一九五三年秋に中共指導者によつて「過渡期の総路線」が提示され、一九四九年の中華人民共和国の成立は、中国における新民主主義革命の終了Ⅱ社会主義革命の開始を示すものであることが明白にされたことである。しかも、社会主義革命の開始Ⅱ社会主義への過渡期が明示されたにもかかわらず、中国における「プロレタリアート独裁」についてはなら触れられるところになかつた。さらに、人民民主主義に関する獨創性を示す一方、社会主義を建設するにあたつてソ同盟の経験を学ぶことをこれまで以上に強調するという、奇妙なパラドックスがみられるのである。

「過渡期の総路線」という言葉が中国ではじめて現われたのは、一九五三年十月一日の『人民日報』紙上であつたが、これに関するもつとも重要な文献は、李維漢が同年十月二十七日に中華全国工商

業連合代表大会で行つた演説である。そしてこの演説でとくに注目されるのは、「中国革命の第一段階としての新民主主義革命は中華人民共和国の成立によつて完結した」と明言していること、および「過渡期の総路線」について毛沢東の指示があつたことが明示されていることである。李維漢はまず、毛沢東が次のような指示を行つたとのべている。

「中華人民共和国の成立から社会主義的改造の基本的な達成までが、一つの過渡期にあたる。この過渡期における総路線・総任務とは、かなりの長い期間にわたつて国の社会主義的改造を一步一步実現し、そして農業・手工業・私営工商業にたいする国家の社会主義的改造を一步一步実現することである。この総路線は、われわれのいろいろな仕事を照らす灯台である。いろいろな工作がそれを離れたならば、右翼または左翼的な誤まりを犯すことにならう。」⁽¹¹⁾

ついで毛沢東の二段革命論にふれたのち

「中華人民共和国の成立は中国革命の第一段階が完結し、そしてわれわれがいまそのなかで生活している中国の新民主主義社会は、すなわち一つの過渡的性質の社会であることを標示している。この過渡的性質の特徴は、社会主義要素がいまや一步一步発展し、非社会主義的要素がいまや一步一步改造され、そして国の社会主義的工業化の漸次的な実現の基礎にたつて、中国を偉大な一つの社会主義国家につくりあげるといふところにある。この期間が過渡期と呼ばれる。」⁽¹²⁾

とのべ、さらに毛沢東の指示によるものとして次のようにいつてい

る。
「農民の個人経済にたいする社会主義的改造とは、互助合作を通じて農民の集団的所有制に到達することであり、資本主義的工商業にたいする社会主義的改造とは、国家資本主義を通じて国家的所有制すなわち全国民的所有制に到達することである。」⁽¹³⁾

李維漢の演説では、中華人民共和国の成立をもつて中国革命の第一段階すなわち新民主主義革命の終了であることを明らかにしているが、社会主義革命がこのときに始まるという言葉は見出されない。だが前記の引用からみて、彼がこのことを肯定しているのは十分に明白である。そしてこの見解は、党統一戦線工作部長としての地位によつて示されるように、中共の公式見解であることがそのこの「過渡期の総路線」に関するいく多の論文によつて立証された。⁽¹⁴⁾

すでに論じてきたように、ソ同盟の見解によれば、現段階の「中国の人民民主主義」は発展の第一段階にあつて、社会主義への「過渡期」すなわち「プロレタリアート独裁」の段階に到達しているとは考えられていなかった。さらにソ同盟の理論家は、この第一段階がその後進性のゆえにかなり長い期間にわたつて存続するものであり、したがつて社会主義への「過渡期」を「遠い将来の問題」と考えていた。ところが、その中国が社会主義の建設にのりだしたばかりでなく、一九四九年の人民共和国の成立をもつて中国が社会主義への「過渡期」に入つたことを宣言したのである。そればかりではなかつた。過渡期の本質である「プロレタリアート」独裁について

は一言ものべられることはなかつたのである。

「人民民主独裁」と「プロレタリアート独裁」は、いつたいどのような関係にあるのか。「プロレタリアート独裁」の樹立されない社会主義への「過渡期」——そのようなものの存在を考えると、ができるであろうか。また、中国の「人民民主主義」はいまだその初期の段階であつて、第二の段階はまだ遠い先の問題であるといふこれまでの主張は、いつたいどうなるのか。一九五三年秋、中国が「過渡期の総路線」をうちだしたことは、ソ同盟にとつてたとえようのない衝撃だつたにちがいない。予期しなかつた中国国内の発展にたいして、ソ同盟はどのように対処するものであろうか。これ等の問題は次章にまわして、中共が人民共和国の成立に新民主主義革命の終了に社会主義革命の開始をどのように理論づけようとするのか、「過渡期の総路線」をもう少し検討してみなければならぬ。

(一) Allen S. Whiting, "'Contradiction' in the Moscow-Peking Axis," *Journal of Politics* vol. 20, no. 1, 1956, p. 127.

(二) 「一新されたソ同盟指導部はあらたに中国の重要性を認めることになつたが、おそらくいちばん鮮かにこれを現わすと思われる一つの実例は、三月十日の『ブラウダ』紙にのつた一枚の修正写真だつた」とアンドルー・ロスは次のようにのべている。「たしかに一九五〇年十二月十四日の中ソ条約署名のときの公式写真では、スターリンは毛沢東と並んで立つていた。しかしマレンコフは彼等とは離れており、彼と毛沢東とのあいだには、一人の中国人をはさんで他の二人のロシア人が並んでいた。いまマレンコフを毛沢東のそばに移動させ、そしてスターリンを除いて他の人々の姿を消してし

まつたといふことは、マレンコフの野心を解明するにちばんはつきりした一つの例証としてあげられなければならない。つまり、スターリンのあとつぎであり毛沢東の友でありたいという望みなのである(アンドルー・ロス「ソ連ピラミッドのわきに浮びあがる中国」、『世界』昭二八年六月号、五二頁)。スターリンの後継者たちがなした中国への経済上の譲歩などについては Howard L. Boorman, "The Sino-Soviet Alliance: the Political Impact," Boorman and others, "Moscow-Peking Axis," pp. 15 ff. を参照。

(3) 主要論文は、第三章第一節の註(12)にあげた。

(4) Brzezinski, "Soviet Bloc," pp. 154 ff. 参照。

(5) Н. Федоренко, "Третий том избранных произведений Мао Цзэ-Дуна," Правда, 19 октября 1953 г. стр. 3.

(6) "Большая Советская Энциклопедия," vol. 26, апрель 1954 г. стр. 247.

(7) Там же, стр. 248.

(8) Правда, 26 декабря 1953 г.

(9) 一九五三年四月に「一九五三—五四年の幹部の理論教育に関する指示」が中共中央から公布され、高・中級組の幹部の学習として『ソ同盟(ホ) 共産党史』のさい(二)の四章(ネツプ期)とレーニン・スターリンの社会主義経済建設に関する理論の学習が課せられた。また『学習』の五三年五月号はネツプの特集号をだし、同年八月二十五日付『人民日報』もその三面のほとんど全部をさいてレーニンとスターリンのネツプ論を紹介した。

(10) 同紙社説「社会主義的工業化の遠大な目標」は、「今年の国慶節の前夜にあたつて、わが国の経済発展の方向には注意すべき喜ばしい二つの事柄があつた。一つは、国家統計局が一九五二年度国民経

濟の復興・発展に関する状況を公表したことであり、もう一つ

は、政協会議全国委員会および中央人民政府委員会が、わが国における過渡期の経済建設の総路線（全般的方針）を討論したことである」とのべている。しかしこの社説は、過渡期の討議が行われたことを報道しているだけで、それがいつ行われたのか、あるいはその具体的内容についてなにものべていない。ところが三日後の同じ『人民日報』紙に次のような注目すべき論文が現われた。すなわち「中華人民共和国はいかにして工業建設を發展させるか」と題する論文で、李富春は「中国人民は革命の勝利をかちとるや、社会主義へ漸次的に移行する新たな時期に入つていつた」とのべて、中国が人民共和国の成立をもつて社会主義への過渡期に入つたことを、はじめて明らかにした。そして興味あるのは、この論文がもともとコミンフォルム機関誌のために書かれたものであるということである（一九五三年九月二十五日付第三十九号）。

(11) 新民主主義経済研究会編訳『中国革命の理論——過渡期における革命の政治・経済理論』昭二九年、三一書房、下巻一一三頁。

(12) 同一一四頁。

(13) 同一一五頁。

(14) 「過渡期の総路線」に関する主要な論文は、註(11)であげた『中国革命の理論』上・下に収録されている。

第二節 中国における社会主義への

「過渡期」の特質(一)

「過渡期の総路線」に示された社会主義革命が目標とする方向と順序については、すでに一九四九年の『共同綱領』のなかに原則的

中ソの「人民民主主義」論

な規定を見出す。建国いらい三年余の事実についてみて、国营社会主義経済要素の国民経済に占める比重の増大とその領導力の強化、各種非社会主義要素における合作化と国家資本主義化の漸次的發展はきわめて明瞭であり、建国いらいすでに社会主義改造あるいは社会主義社会の建設が一步一步進められてきていた。⁽²⁾しかも、革命の根本問題は「権力の問題にある」⁽³⁾のだから、国民党政権の倒壊と中華人民共和国の成立は、新民主主義革命の段階における根本問題を解決したものと見える。ところが、人民共和国の成立当初において、新民主主義革命の終了と社会主義革命の開始を宣明しなかつたために、中国革命の段階規定に関して混乱や誤謬が生じたのであつた。

王惠徳の「中国革命の第一段階の任務は達成されたか否か」という論文を読むと、中共内部でもこの問題をめぐつて誤謬や対立のあつたことがわかる。王によれば、中国革命の段階規定に関して対立する二つの見解があつた。一つは、人民共和国の成立後、帝国主義・封建主義・官僚資本主義反対の任務は基本的には達成され、中国革命は新たな一時期、すなわち社会主義社会への漸次的移行の新たな時期に入つた」という主張であり、他は「帝国主義・封建主義・官僚資本主義反対の任務がいまや達成されたということとはできない。なぜなら、それは新民主主義革命が完結したということと同じになり、そしていま社会主義を實行すべきだということと同じになる」というのである。⁽⁴⁾

この二つの見解を、王は「それぞれ一面的な理由があるが妥当で

ないところがある」として、次のように論駁する。第一の見解の誤りはその前提、すなわち「帝国主義・封建主義・官僚資本主義反対の問題で、中国人民にたいする帝国主義・封建主義・官僚資本主義の支配をくつがえす問題と混同している」ところにある。たしかに、帝国主義・封建主義・官僚資本主義が打倒されその支配の終つたことは、『共同綱領』に宣言してある通りである。しかしそれは支配が終つたというだけで、その任務が達成されたことを意味しない。この点で、第二の見解はその前提は正しいが結論が間違つている。社会主義への漸次的移行はすでに行われている、と王は毛沢東を引用しながら説明する。

「新民主主義革命が古い民主主義と違うところは、新民主主義革命の結果、社会・政治・経済のなかに社会主義的要素が出現し発展するという点にある。中国人民にたいする帝国主義・封建主義・官僚資本主義の支配をくつがえす闘争に勝利したこと、中華人民共和国が成立したことは、こうした条件をつくりだしたので、われわれは社会主義社会への移行を開始することができるようになった。こうして新民主主義革命が勝利したのち一つの過渡期が始まり、社会主義社会へ一步一步移行する新しい時期が始まつたのである。」

新民主主義革命の右のような過渡的性質についての理解不十分から、第二の見解はさらに「社会主義的経済要素のたえざる増大、および国民経済の他の要素にたいする漸次的な社会主義的改造のものが重大な意義さえもすつかり軽視し、したがつてわれわれがいま社会

主義への漸次的移行という過渡期にあることをわからせなくしてしまつて⁽⁸⁾いる。こう説くことによつて王は、第二の見解にみられる「社会主義の實行」という言葉が、「完全な社会主義社会の建設完成」と「社会主義的要素の発展ならびに国民経済にたいする社会主義的改造の實行」とを混同してしまつて⁽⁹⁾いることを、鋭く批判するのである。

中国革命の第一段階と第二段階に關していま一つ重要な論文は、季雲の「資本主義から社会主義への過渡期の経済」である。人民共和国の成立以前に解放区において人民民主主義権力がうちたてられ、そのもとで種々の社会改革が遂行されたこと、そして人民共和国の人民民主主義権力がそれ等の貴重な経験に基いて⁽¹⁰⁾いることは、人民共和国成立当時すでに許濂新が指摘している。季は、新民主主義経済の発展を人民共和国の成立前と成立後の二つの段階に分けて、次のように明確に論じた。

「第二次国内革命戦争の時期における赤色区域、ならびに抗日戦争と第三次国内革命戦争の時期の解放区：の経済は、国民党支配区における半植民地・半封建経済とは區別され、新民主主義経済の初歩的形態となるものである。当時においても国营経済があり、力は微弱でその多くは供給的性質をもつていたが、それでもやはり社会主義的性質の経済であつた。…互助合作の根拠となつている基本原則は、主としてこの時期に提起されたものである。」⁽¹¹⁾
しかし「当時はまだ国民経済全体に社会主義的改造・社会主義への移行の任務を直接提起することはできなかつた」。なぜならば、

當時はまだ全国的な政権を獲得してはいずまだ戦争状態にあり、それゆえ赤色区域あるいは解放区における経済の主要任務は、「大規模な経済建設」を行うことではなく、「人民革命戦争を支持する」とであつた。したがつて季は、この段階を新民主主義経済発展の「第一段階」とみなすのである。⁽¹³⁾

「わが国における人民革命が全国的規模において勝利し、そして中華人民共和国が樹立されたのち、わが国における新民主主義経済の発展は新たな時期に到達した。これは、人民国家が大量の官僚資本を没収し、そして大量の強力な社会主義国营経済をうちたてたからである。人民国家の手には、すでに全国の鉄道といく多の大工場が握られた。封建的経済制度に反対する土地改革運動は、すでに徹底的に進行完成した。農業と手工業における互助合作運動はますます発展し、農業合作社とこのかなり高度な合作経済形態が出現してきた。資本主義的工業・商業はこれまた新民主主義経済の第一段階より多くなり、国家資本主義形態も出現し発展してきた。⁽¹⁴⁾」

こうした条件が生まれてきたことによつてはじめて、「社会主義への漸次的な移行の任務が提起された」のであり、したがつて「中華人民共和国の成立から社会主義的改造が全国にわたり基本的に完成するまでのこの全時期が、わが国における社会主義社会への漸次的な移行の時期となる」のであつて、これが新民主主義経済発展の「第二段階」である、と季は規定する。⁽¹⁵⁾

「過渡期の総路線」を検討するとき、どうしても忘れることのでき

ない問題は、過渡期における国家権力の問題すなわち「人民民主独裁」と「プロレタリアート独裁」との関係である。ところが、「過渡期の総路線」に関して実におびただしい数にのぼる文献が現われているにもかかわらず、この問題を論じたのは筆者の調べたかぎりでは、次にあげる劉光弟ただ一人である。

劉光弟の「ソ同盟共産(ボ)党史第九章の学習を新中国国民経済の復興期に結付ける問題」と題する論文は、ソ同盟のネツプと中国の過渡期とを詳細に比較検討した非常に興味ある論文である。このなかで劉は、「(過渡期に)わが国においてうちたてられる経済制度と政治制度は、ソ同盟の過渡期における制度と基本的に多くの類似点をもつている⁽¹⁶⁾」ことを指摘し、政治制度について

「わが国は人民民主独裁を実行しているが、人民民主独裁はソ同盟のプロレタリアート独裁と同じ、型の政治制度である」(傍点は引用者)

とのべて、中国の「人民民主独裁」が「プロレタリアート独裁」であることを、実にはじめて中国で主張したのであつた。ところが彼は、この論文の後半すなわちソ同盟との相違点を論じたところでは、次のようにいう。

「人民民主独裁はプロレタリアート独裁の一形態であるが、それは窮極においては区別される。つまり、プロレタリアート独裁のもとではブルジョアジーは政権に参加できないが、人民民主主義制度のもとでは、ブルジョアジーは政権に参加し一定の役割を果すことができる」(傍点は引用者)⁽¹⁸⁾

劉によれば、中国の「人民民主主義」は「プロレタリアート独裁」であるが、ブルジョアジーが一定の条件で政権に参加する点で、「ソ同盟型」とは区別される、というのである。その意味で彼は、「人民民主独裁」はプロレタリアート独裁の「二形態」であるといつてゐるのである。それでは、同じ「プロレタリアート独裁」でありながら、なぜ中国とソ同盟ではこうした違いが存するのか。劉はそれを、「中国の具体的な条件が違つたために具体的な歩みと方法において違いがある」のだとしてゐる。しかし「本質は一致している」のであり、「まさに本質において、今日の中国の状態がソ同盟における過渡期の状態と基本的に同じであるからこそ、われわれはソ同盟にたいする学習を強めなければならない。ソ同盟の過渡期の必要性は、完全に中国にも適用されるものである」ことを劉光弟は強調する。¹⁹⁾

一定の限度とはいへ、ブルジョアジーの参加する「プロレタリアート独裁」を考へることができらるであろうか。「ソ同盟型」と異なる中国のプロレタリアート独裁すなわち「人民民主独裁」は、マルクス・レーニン主義からの逸脱ではないだろうか。序論でのべたように、筆者は「過渡期の総路線」がマルクス・レーニン主義の正統性をもちうるか否かという問題には関心をもつてゐない。「過渡期」に関して、中国がかかる独創性を示したことに興味をおぼへるのである。そこで、「過渡期の総路線」に沿つて五四年秋に制定された憲法が、中国の過渡期および国家権力の性格をどのように規定してゐるかが注目される。次にそれをみてみよう。

(一) それ等の規定とは次のごとくである。

- (一) 新民主主義の人民経済を發展させ、徐々に農業国を工業国に変へる(三条)。工業の復興と發展に重点をおく(三十五條)。(二) 国营経済は社会主義性質の経済であり(二十八條)、社会主義経済全体の領導力である(二十六條)。(三) 合作社経済は半社会主義性質の経済であり、人民経済全体の重要組成部分である(二十九條)。
- (四) 個人資本を国家資本主義の方向に發展させる(三十一條)。
- (五) 農民および勤勞人民が自発的の希望の原則に基いて合作事業を發展させることを奨励し援助する(三十八條)。

(二) 中国研究所訳『中国の第一次五カ年計画』昭三一年、東洋經濟新報社、序言とくに二頁。

(三) レーニンはいつてゐる。「あらゆる革命の根本問題は国家権力の問題である。この問題を明らかにしなければ、革命への意識的な参加などはまつたく問題にならないし、まして革命を指導することなどおよびもつかない」(二重権力について)全集、第二四卷二一頁)。「革命という概念の厳密に科学的な意義においても、その実践的の政治的な意義においても、国家権力が一つの階級の手から他の階級の手に移ることが、革命の第一の主要な基本的な標識である」(「戦術に関する手紙」全集、第二四卷二七頁)。

(四) 宣明するだけの自信のなかつたにもよるのであるが、次のエピソードは参考になるであろう。一九四九年九月二十日の政協會議第一回全体會議における劉少奇の演説によると、「共同綱領」の採択にさいしてある代表から、「将来における中国の社会主義についてうたつたらどうか」という提案があつたという。劉少奇はこのよきな意見にたいして、「まだ適當ではないと思う。なぜならば、中国が相当厳格な社会主義への一步を踏みだすのはまだ遠い将来のことであつて、共同綱領にこの目標をいれることは、われわれが今日

とらなければならない。実際の足どりを混乱させるものである」と答え、また『共同綱領』には中国共産党のすべての最低綱領がふくまれているが、その最高綱領はふくまれていないとべている。前掲『劉少奇主要著作集』第三卷一一―一二頁。

(5) 前掲『中国革命の理論』下巻一四頁。

(6) 同一四頁。

(7) 同一六頁。

(8) 同一八頁。

(9) 王惠徳は、さらに「中国革命の二つの段階について」という論文で、この論文で論じたりなかつた点をいつそう明瞭にのべている。同下巻所収。

(10) 第三章第二節の註(9)。

(11) 前掲『中国革命の理論』上巻一一四頁。

(12) 同一一四頁。

(13) 同一一四頁。

(14) 同一一五頁。

(15) 同一一五頁。

(16) 同上巻一二二頁。

(17) 同一二二―二三頁。

(18) 同一二六頁。

(19) 同一二三頁。

第三節 中国における社会主義への

「過渡期」の特質 (一)

一九五四年九月二十日第一期全国人民代表大会第一次会議が採択

した。「中華人民共和国憲法」は、その第一条で、中国における過渡期の国家権力を次のように規定している。

「中華人民共和国は労働者階級が指導するものであり、労働同盟を基礎とする人民民主国家である。」⁽¹⁾

『共同綱領』の規定と違つて、ブルジョア階級の権力参加を認めた規定は削除されている。統一戦線に関する規定についても同じことがいえる。⁽³⁾次に前文と第一章のいく多の条文は、この国家が「過渡期」の国家であり、その「総任務」がいつさいの搾取制度の漸次的絶滅および社会主義社会の建設にあることを、きわめて明白に規定している。同じ過渡期の憲法である一八年のソ同盟憲法や戦後の東欧諸国の憲法をみても、はつきりと「プロレタリアート独裁」⁽⁴⁾を掲げているものはなく、権力の本質規定はそれぞれに違つている。したがつて、「プロレタリアート独裁」の憲法的規定としてはこれで一応十分であるといえなくはない。

しかし憲法前文は、「中国人民は……中国共産党の指導のもとに一九四九年……人民民主独裁の中華人民共和国を樹立した」という現実の歴史的記述に続いて、「中華人民共和国の成立から社会主義社会の建設にいたるまでは、一つの過渡期である」と規定している。ここでは、これまで通りの「人民民主独裁」が用いられており、かつ権力の本質上の変化についてはまったく言及されていない。また憲法全体を通じて、人民民主統一戦線と国家権力からとくにブルジョア階級を排除するとの積極的な規定はない。憲法にみられる国家権力の規定は、前節で紹介した劉光弟のそれと本質的にたいして違

つてはいない。それゆえ、「人民民主独裁」と「プロレタリアート独裁」の關係に関する疑問は、いぜんとして解決されることなく残されたのである。

しかし一方憲法は、中国の過渡期について重要な規定をしている。

「中華人民共和国の人民民主主義制度すなわち新民主主義は、わが国が平和的な道をへて、搾取と貧困を消滅し、繁栄かつ幸福な社会主義社会を建設しうることを保障する。」(前文)(傍点は引用者)

人民共和国の成立いらい、中国の指導者のあいだでたえず問題となつていたのは、新民主主義の混合経済から社会主義へどのように移行するかということであつた。⁽⁵⁾すなわち社会主義工業化のためにソ同盟や東欧で革命直後に行われたような急激な工業の国有化が必要であるかどうか、またソ同盟の五カ年計画前夜から数年にわたつて全国的にくり拡げられ、その後長期にわたる農業停滞を導いた農業集団化が中国でも避けがたいかどうか、ということであつた。五三年秋の「過渡期の総路線」で、中国はその急激な道を避け、社会主義改造の「一步一步」の原則を明確にした。「憲法」は、この「一步一步」の原則にさらに積極的な表現を与えて、「平和的な道を通じて、社会主義社会を建設できる」と規定したのであつた。

このように中国の社会主義革命は、かつてソ同盟の十月革命のあとにみられたように、一片の命令をもつてごく短期間に生産手段の私有を全部否定して国有化したり、資本主義の完全消滅をはかろうとしたりするものではない。そこにおいては、農民・手工業および

資本主義工商業者は客観的情勢の変化のためにその頭腦の切換えをよぎなくさせられ、少くとも形式的には「自発的」または「平和的」に社会主義に入つてゆくのである。⁽⁶⁾中国は、憲法制定という歴史的機會を利用して、中国革命が歴史的にも理論的にもソ同盟の直輸入でないことを、明確にかつ圧倒的な自信をもつて示したのであつた。⁽⁷⁾

一九五五年十月、中国の一理論家は、マルクス・レーニン主義への新しい貢献であるこの「特殊な中国の道」を次のように称賛した。

「毛沢東がマルクス主義の宝庫にたいして加えた輝かしい貢献は、次の原則である。すなわち一定の社会的歴史的条件のもとでは、プロレタリアートが権力を獲得した国家では、社会主義的原則にしたがつて資本主義的要素を根本的に変革できる、ということである。これまでのマルクス・レーニン主義の古典には、この種の理論はふくまれていないし、また世界中で中国以外にはこのような経験をもつた国はかつてない。ソ同盟および東欧の人民共和国では、資本主義は強力な暴力手段によつて抹殺された。しかしながら中国の具体的条件のゆえに、われわれは平和的手段による社会主義的変革という方法によつて、資本主義の抹殺という同一の目標に到達できる。」⁽⁸⁾

ソ同盟においては、ブルジョアジーの勢力は強力であり、かつ社会主義に強く反対する態度を示したので、プロレタリアートによる資本主義的要素の「暴力的変革」⁽⁹⁾プロレタリアート独裁は不可避であつた。同じことは東欧についてもいえる。ところが中国では、ブルジョアジーは微弱かつプロレタリアートと協力する傾向にあつ

た。それゆえ中国においては、資本主義的要素の「平和的変革」¹¹ 人民民主独裁が可能だというのである。この論文においては、「プロレタリアート独裁」という概念は、「普遍的な真理から、地方的なソ同盟の状況にたいする地方的なソ同盟の適用」という位置に格下げされてしまつて⁽⁹⁾いる。

この主張は、中国ではプロレタリアートだけでなく、全「人民」が社会主義を建設していることを暗示している。中国共産党はたんにプロレタリアートの階級政党であるばかりでなく、反革命分子を除いた全体として中国人民の「一般意思」を具体化したものである。そしてこの主張は、毛沢東を偉大な理論家として世界に示しているばかりか、中共のイデオロギーの獨創性を再確認し、さらに社会主義への「中国の道」の特殊性——すなわち全「人民」の先頭にたつて社会主義に進んでいく中共の力——を強調することによつて、「中国がソ同盟とは違つたユニークなメッセージをさしだしていることを、暗黙のうちに後進的な非共産主義アジアに示している」⁽¹⁰⁾のである。

- (1) 前掲『中国政治経済総覧』昭二九年版所収のものを使用した。
- (2) 第三章第二節で掲げた。
- (3) いずれも前文。
- (4) 「すべての権力はソヴェエトに属する」(一八年ソ同盟憲法)。「すべての権力は人民から発し人民に属する」(四七年ブルガリア憲法)。「人民は国家におけるすべての権力のただ一つの源泉である」(四八年チエコスロヴァキア憲法)。「すべての権力は勤労人民に属する」。「労働者階級の指導のもとに労働者と勤労農民とのあいだの

密接な同盟が実現される」(四九年ハンガリー憲法)。「すべての権力は、人民ソヴェエトによつて代表される都市と農村の勤労者に属する」(五〇年アルバニア憲法)。権力は都市と農村の勤労者に属する」(五二年ポーランド憲法)。「人民権力の基礎は、労働者階級に指導的な役割が属している労働者階級と勤労農民との同盟である」(五二年ルーマニア憲法)。

(5) 劉少奇「憲法草案についての報告」第二章参照。前掲『劉少奇主要著作集』第三卷所収。

(6) Schwartz, "Ideology and Sino-Soviet Alliance," p. 130.

(7) 劉少奇は「草案報告」で「この憲法は「百余年來の中国人民革命闘争の歴史」および「中華人民共和國成立らしいの新しい歴史」の「経験の総結」であると同時に、「社会主義社会の建設をめざしての「綱領的性質を帯びる」という重要な特色をもつて、と強調している。同第二章参照。

(8) Schwartz, "Ideology and Sino-Soviet Alliance," p. 131.

(9) Ibid., p. 131.

(10) Ibid., p. 131.